

特許実施許諾契約書

和久田数臣（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）は、甲が保有する特許権の実施許諾に関し、以下のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（実施許諾）

第1条 甲は、乙に対し、甲が保有する下記の特許権（以下「本特許権」という。）について、次項に定める範囲における非独占的通常実施権（以下「本実施権」という。）を許諾する。

記

- ① 特許番号：特許第7350502号
発明の名称：戸建住宅およびその施工方法
出願日：平成31年4月15日
登録日：令和5年9月15日
- ② 特許番号：特許第7749786号
発明の名称：戸建住宅およびその施工方法
（以下、①の発明と合わせて「本発明」という。）
出願日：令和6年10月28日
登録日：令和7年9月26日

2 前項により許諾される本実施権の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 地域（建設予定地）：第4条1項の書面のとおり
- (2) 期間（施工期間）：第4条1項の書面のとおり
- (3) 態様：本実施権に基づく戸建住宅（以下「実施住宅」という。）1棟の建築及び販売

（再実施許諾の禁止）

第2条 乙は、本実施権について、第三者に対し再実施許諾を行う権利を有しない。

（対価）

第3条 乙は、甲に対し、本実施権の対価（以下「実施料」という。）として、10万円（消費税別）を支払う。

2 乙は、甲に対し、別途甲が発行する請求書の受領後30日以内に、前項の実

施料を同請求書記載の銀行口座に振り込んで支払う。振込手数料は乙の負担とする。

(乙の報告義務)

第4条 乙は、実施住宅の建築にかかる請負契約書その他実施住宅の建設予定地及び施行期間を特定するに足りる書面（以下「請負契約書等」という。）を作成し、本契約の締結時に請負契約書等の写しを甲に送付するものとする。

2 乙は、甲に対し、前条2項の支払いが完了した後、速やかに振込証明書その他実施料の支払いが確認できる書面の写しを甲に送付するものとする。

3 甲は、必要に応じ、随時乙から本発明の実施状況その他実施に必要な事項について報告を求め、又は甲の職員をして、実施に関する帳簿書類その他の物件を調査できる。この際、乙は正当な理由なく、報告及び調査を拒むことはできない。

(対価の不返還)

第5条 本契約に基づき、乙から甲に支払われた実施料は、いかなる事由による場合でも返還しない。

(非保証)

第6条 甲は、本発明の実施から生じる乙その他第三者のいかなる損害についても法律上及び契約上一切の責任を負わない。

(特許権侵害の回避・排除)

第7条 甲は、本発明の実施により第三者の特許権等を侵害した場合、乙からの要請に応じ、当該侵害の回避について乙に協力する。

2 乙は、第三者が本特許権を侵害し又は侵害しようとしていることを知ったときは、直ちにその旨を甲に通知し、当該侵害の排除又は予防について甲に協力する。

(不爭義務)

第8条 乙が、直接又は間接を問わず、本特許権の有効性を争う場合、甲は何らの催告も要せず直ちに本契約を解除することができる。

(改良発明)

第9条 乙が本契約の有効期間中に実施住宅に関して本発明を改良し又は本発明に基づき新たな発明若しくは考案をしたときは、直ちにその内容を甲に通

知するものとし、甲は、これを無償で実施できるものとする。

(特許表示)

第10条 乙は、実施住宅の販売又は紹介若しくは広告等にあたっては本特許権の特許表示をしなければならない。

(秘密保持)

第11条 甲及び乙は、本契約の内容並びに本発明の実施に関連して知得した相手方の営業上及び技術上の情報を秘密に保持し、事前の書面による相手方の承諾なく第三者に開示又は漏えいしてはならず、また本契約の履行の目的以外に使用してはならない。ただし、次の各号に該当するものはこの限りではない。

- (1) 開示を受けた際、既に公知であったもの又は既に自己が保有していたことを証明できるもの
- (2) 開示を受けた後、自己の責に帰すべき事由によらずに公知となったもの
- (3) 正当な権限を有する第三者より守秘義務を伴わずに開示されたもの
- (4) 相手方の秘密情報とは無関係に独自に開発したことを証明できるもの
- (5) 法令、政府機関、裁判所の命令により開示が義務付けられたもの

(譲渡禁止)

第12条 甲及び乙は、本契約から生じる権利若しくは義務の全部又は一部を、相手方の書面による承諾なく、第三者に譲渡し又は担保に供してはならない。

(有効期間)

第13条 本契約の有効期間は、第1条2項(2)が定める期間とする。

2 前項にかかわらず、第4条ないし第7条、第9条ないし第12条、第16条及び第17条は、本契約の終了後も有効に存続するものとする。

(解除)

第14条 甲又は乙は、相手方が本契約に違反した場合、相手方に対しその是正を催告し、相手方が催告後30日以内に当該違反を是正しないときは、本契約を解除できる。

2 甲又は乙は、相手方に以下に定める事由が発生した場合、何らの催告も要せず直ちに本契約を解除できる。

- (1) 監督官庁により営業許可の取消し又は営業停止処分を受けたとき
- (2) 支払停止若しくは支払不能の状態に陥ったとき、又は、自ら振り出し若し

- くは引き受けた手形若しくは小切手が不渡り処分を受けたとき
- (3) 差押え、仮差押え、仮処分、競売、強制執行又は租税滞納処分を受けたとき
 - (4) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社再生手続開始、特別清算開始又はこれらに類似する倒産手続開始の申立てがあったとき又は自ら申し立てたとき
 - (5) 解散、会社分割、事業譲渡又は合併の決議をしたとき
 - (6) 災害、労働紛争その他により、その資産又は信用状態に重大な変化が生じ、本契約に基づく債務の履行が困難になるおそれがあると客観的に認められる相当の理由があるとき
 - (7) その他前各号に準じる事由があるとき
- 2 甲及び乙は、前項各号に定める事由が生じた場合は、直ちに相手方に通知する。

(反社会的勢力の排除)

第15条 甲と乙は、自己又は自己の役員、使用人、株主若しくは出資者、代理人若しくは媒介をする者が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、暴力団構成員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、総会屋、社会運動標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、且つ将来にわたってもこれらに該当しないことを確約する。

- (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3) 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供しまたは便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 2 甲と乙は、相手方が前項の表明・確約に反し、相手方又は相手方の役員、使用人、株主若しくは出資者、代理人若しくは媒介をする者が暴力団員等に該当することあるいは前項の一にでも該当することが判明したとき、又は相手方が自ら又は第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行ったとき

は、何らの催告をせず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて他方当事者の信用を毀損し又は業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

3 前項の規定により本契約が解除された場合には、解除された者は、解除により生じる損害について、その相手方に対し一切の請求を行わない。

(協議等)

第16条 本契約に取り決めていない事項について問題が発生した場合、又は本契約の条項の解釈に疑義が生じた場合には、甲乙誠意を持って協議し、解決に努める。

(合意管轄)

第17条 本契約に関して紛争が生じたときは、熊本地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上のとおり契約したので、その証として本書2通を作成し、甲乙各記名押印のうえ、各1通を所持する。

令和 年 月 日

甲 和久田 数臣

乙